

■レーザー光照射器の使用時にはご注意ください。(Q&A)

Q1. どのようなレーザー光が対象となるのですか？

A1. 航空機のパイロットの視認障害となることから、可視光線を規制の対象としております。

Q2. 航空管制圏・情報圏に接近したところで使用しますが、問題はありませんか？

A2. 航空管制圏等を飛行する航空機に向かって照射しなければ、航空法上の問題はありません。航空機の飛行に影響を及ぼさないよう十分にご注意をして頂けるようお願い致します。

Q3. 複数のレーザー光照射器を使用したいのですが、問題はありませんか？

A3. 航空管制圏等を飛行する航空機に向かって照射しなければ、航空法上の問題はありません。航空機の飛行に影響を及ぼさないよう十分にご注意をして頂けるようお願い致します。

Q4. 照射してはいけない時間帯はあるのですか？

A4. 航空法では、航空管制圏等を飛行する航空機に向かって照射することが禁止されており、特に時間帯の指定はありません。ご使用にあたって航空機の飛行に影響を及ぼさないよう十分にご注意して頂けるようお願い致します。

Q5. 照射してはいけない照射角度・高さはどのくらいですか？

A5. 航空法では、航空管制圏等を飛行する航空機に向かって照射することが禁止されており、特定の照射角度や高さの指定はありません。航空機のパイロットの視認障害とならないよう十分にご注意して頂けるようお願い致します。

Q6. 固定でなく、移動しながら照射することは問題ありませんか？

A6. 航空法では、航空管制圏等を飛行する航空機に向かって照射することが禁止されており、移動しながら使用することを制限しているものではありません。空港の近くを通る場合は、航空機の飛行に影響を及ぼさないよう十分にご注意して頂けるようお願い致します。

Q7. 凧や気球等と違い航空機にあたっても影響がないと思いますが、注意することはありますか？

A7. 航空機のパイロットの目に直接入らなくても、集中力を乱し、視認障害になる

場合があります。ご使用については航空機の飛行に影響を及ぼさないよう十分にご注意して頂くとともに、航空機に向けてレーザー光を照射することは大変危険な行為ですので、決して行わないで下さい。

Q8. 違反した場合の罰則はあるのでしょうか？

A8. 航空法に違反して管制圏等を飛行する航空機に向かってレーザー光を照射した場合は、50万円以下の罰金が科されることとなります。また、現に航空の危険を生じさせ、又は航空中の航空機を墜落させる等した場合には「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和49年法律第87号）等の法令により適切に処罰されることとなります。
航空機に向けてレーザー光を照射することは大変危険な行為ですので、決して行わないで下さい。

Q9. 航空管制圏・情報圏でなければ航空機に向けてレーザー光を照射して良いのでしょうか？

A9. 航空管制圏・情報圏でない場合は、航空法による規制の対象ではありませんが、仮にパイロットの目に傷害を生じさせたり、航空機の飛行に影響を及ぼした場合は、刑法等の別の法令により処罰される可能性があります。
航空機に向けてレーザー光を照射することは大変危険な行為ですので、決して行わないで下さい。

Q10. 航空管制圏・情報圏内であっても航空機に向けなければレーザー光を照射して良いのでしょうか？

A10. 航空機に向けて照射しない場合は、航空法上の規制の対象とはしていません。ただし、不用意に航空機に向かって照射されることのないようくれぐれもご注意願います。